

2007年12月5日

厚生労働大臣  
舩添要一 殿

## 要請書

民主党B型・C型肝炎総合対策推進本部

本部長 菅 直人

厚生労働ネクスト大臣 山田正彦

推進本部本部長代行 仙谷由人

副本部長 家西悟

当本部は10月19日、本部長・菅直人が直接、厚生労働大臣室で貴殿厚生労働大臣に要請するなど薬害B型・C型肝炎訴訟の原告をはじめとする肝炎患者の方々の救済を第一として行ってきた。大阪高裁では、薬害肝炎訴訟について近日中にも和解勧告案が提示されることとなっている。

ところが、マスコミでは、血液製剤や投与の時期、原告であるか否か等によって、救済が限定されると報道されている。

また先週金曜11月30日に発表された「フィブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査チーム」の最終報告書もまったく調査になっていない。国会で約束した「2002年当時の患者の再現」や「87年にさかのぼっての調査」も行われていない。さらに患者の実態調査も行わずに「国に責任なし」と結論づけられるはずがない。

そこで、以下の通り、改めて貴殿厚生労働大臣に要請する。

### 記

1、貴殿厚生労働大臣はかねてより「できるだけ広く救済を行っていきたい」と言われているが、血液製剤や投与の時期、原告や未提訴者の区別なく、薬害肝炎被害者の全員救済を求める。

2、速やかに「フィブリノゲン製剤等の投与後の肝炎等発症患者の症状等に関する調査検討会」の調査を行い、改めて最終報告書を出しなおし、国の責任を明確にすること。

3、国会答弁で約束したフィブリノゲンを投与した7000の医療機関の新聞公表を年内に行うこと。

以上